

東京医科歯科大学試験規則

（平成23年4月1日）
規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目及び専門に関する教育科目（以下「授業科目」という。）の試験に関して、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号。以下「学則」という。）、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成16年規則第217号。）及び東京医科歯科大学学部専門科目履修規則（平成22年規則第41号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（試験の種類）

第2条 試験は、本試験、追試験及び再試験とする。

（試験の方法）

第3条 試験は、筆答試験、コンピュータ活用試験、口答試験及び実地試験のいずれかによって行う。

（本試験）

第4条 本試験は、定期試験及び共用試験をいう。

2 共用試験は、医学部医学科及び歯学部歯学科において行う。

（定期試験）

第5条 定期試験とは、履修した授業科目について行う試験をいう。

2 定期試験の実施日時は、試験実施日の2週間前までに公示する。

3 定期試験を受験することのできる者は原則として次のとおりとする。

(1) 講義及び演習 当該授業科目の授業時間数の3分の2以上履修した者

(2) 実習 当該授業科目の授業時間数の4分の3以上履修した者

4 定期試験の結果は、公示する。

5 第3項に定めるもののほか、定期試験の受験資格に関し必要な事項は、医学部、歯学部又は教養部（以下「部局」という。）において別に定めることができる。

（共用試験）

第6条 共用試験とは、知識・問題解決能力を主として評価する多肢選択形式のコンピュータ活用試験（CBT）及び技能・態度を主として評価する客観的臨床能力試験（OSCE）をいう。

2 共用試験の実施日時は、試験実施日の2週間前までに公示する。

3 共用試験を受験することのできる者は医学部医学科及び歯学部歯学科において

別に定める。

4 共用試験の結果は、公示する。

(追試験)

第7条 追試験とは、病気、その他止むを得ない理由により本試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。ただし、追試験は原則として1回限りとする。

2 追試験を受験しようとする者(以下「追試験申請者」という。)は、所定の受験申請書に医師の診断書等の証明書類を添えて、本試験終了後原則として5日以内に医学部長、歯学部長又は教養部長(以下「学部長等」という。)に願い出て、許可を受けなければならない。

3 学部長等は、前項の申請について、教育委員会又は教務委員会と協議のうえ、その可否を決定し、追試験申請者に通知するものとする。

4 追試験受験決定が否の場合は、本試験を不合格とする。

5 試験の結果は、公示する。

6 第2項に定めるもののほか、追試験の申請に関し必要な事項は、部局において別に定めることができる。

(再試験)

第8条 再試験とは、本試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対し行う試験をいう。ただし、再試験は、原則として1回限りとする。

2 再試験の実施日時は、指定の期日までに公示する。

3 再試験は当該学部長等の判断により、受験を許可しないことがある。

4 再試験受験決定が否の場合は、当該授業科目を不合格とする。

5 試験の結果は、公示する。

6 第3項に定めるもののほか、再試験の許可に関し必要な事項は、部局において別に定めることができる。

(試験の成績)

第9条 本試験、追試験及び再試験による成績については、科目責任者が100点満点で採点し、60点以上を「当該科目の到達目標のうち最低限を達成した」ものとして合格とする。

2 共用試験の成績については、前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び歯学部歯学科において別に定める。

(成績の報告)

第10条 科目責任者は、本試験、追試験及び再試験について所定の用紙に採点結果を記入し、指定の期日までに当該学部長等に報告しなければならない。

2 医学科教育委員会委員長又は歯学科教育委員会委員長は、共用試験について所定の用紙に採点結果を記入し、指定の期日までに当該学部長に報告しなければならない。

(罰則)

第11条 試験において不正行為があったときは、学則第58条の規定による懲戒の手続きをとるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部試験規則（平成16年規則202号）は廃止する。
- 3 東京医科歯科大学歯学部試験規則（平成16年規則214号）は廃止する。
- 4 この規則は、平成23年3月31日において現に医学部または歯学部在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降在学者が所属する学年に再入学、転入学するものについては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の東京医科歯科大学医学部試験規則または東京医科歯科大学歯学部試験規則の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第74号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。